永年勤続表彰を受章して



霧島支部 神 﨑 正 泰

昭和48年に会社を退職し、昭和50年に大阪で司法書士試験に合格、昭和52年9月に単身で帰鹿 し県会に登録し加治木で開業してから、あっという間に40年が経過しました。登録の際、事務局 の方に、「鹿児島でも生活していけるでしょうか?」と尋ねたら、「大丈夫ですよ、失業したり、 夜逃げした人はいまだいない!」と笑っておられた姿を今でも昨日の事のよう思い出します。

最初はほとんど仕事もなく、図書館通いが日課でした。妻が勤務先から借りてくれた開業資金 200万円が2年で底をつきかけたた時、「大阪に帰ろうか…」と思う不安な日々もありましたが、 3年程経った頃、何とか生活の目処がたち、妻子を呼び寄せることができました。

以後、色々な出来事がありましたが、難破することなく今日を迎えることができました。応援 いただいた多くの方々に深く感謝申し上げます。

また、この間、娘も司法書士試験に合格し、これを機に長年苦労させた妻には一線を退いても らい、以後は娘と喧々囂々の研修?の日々を過ごしています。

ところで職務を離れて現在の政治状況に視線をむけると、企業は海外の低賃金国に生産拠点を移動させ、その結果、国内では産業の空洞化と人口の減少が生じています(30年後の日本の人口は1億人を割ると推定されています)。一方、政局では、憲法9条に自衛隊を明記すべきとの動きもあります。私は現行の日本国憲法は"太陽"のごとき価値のある存在であると思います。変えるべきは憲法でなく、政治を"憲法の規定"に合致させる方向に梶をきるのが国の責務です(憲法99条)。

また、労働基準法改正についても、働き方改革という名の看板(中身は過労死促進法)で国会で審議可決されましたが、その本質は、財界による労働者の極限までの労働強化です。

本来賃金は、労働力の価値を実質体現したものであるべきであり、それは、①1人の労働者が一日8時間月40時間働いて家族4人が食べていけること、②家族が文化的時間を楽しむことができること、③将来の労働力の再生産の価値が継続保証されていること等が労働力の価値(賃金)の最低の原則でなければなりません。家族が食べていくにも窮する現状の賃金水準では、人口減少等が生じるのは必然です。労働力の価値の本質を覆い隠し、働き方改革等と称しての議論は、財界による労働力の価値の搾取率を一層強化するための本末転倒の議論(政策)です。故に国民の命の尊厳が蹂躙され生活環境が悪化するのは必然です。

資本主義社会は、生産と消費が矛盾する社会で、賃金は労働者階級と資本家階級の力関係で決まります。故に生産性を上げれば労働者の賃金も上がるといった政府の主張は、賃金の本質を覆い隠し、搾取を極限まで強化するための資本家の詭弁に過ぎません。その背景には、独占資本が

社会的平均利潤の追求の基,産業資本,商業資本,金融資本,国家権力が融合一体となり独占利潤の確保のため世界をまたにかけて日夜死闘を展開している現況があります。それは,資本主義社会の経済の法則に沿った宿命の動きです。資本主義という妖怪の終焉のあがきではないでしょうか。これが暴走に起因して,政治や経済教育文化等にその矛盾が噴出し,国民の生命や生活を直撃しています。国民の命である憲法の"平和主義・主権在民・基本的人権の尊重"の三大原則も骨抜きにされつつあると憂えます。

この真因がアメリカ追従の政治に起因していることは学者の論を待ちません。マスメディアに も権力迎合の姿勢を改め、真に国民目線の報道が今ほど求められているときはありません。

市民の身近な法律家である我々司法書士にも同じような姿勢がメディア同様求められているのではないでしょうか。

以上稚拙で独断的作文となったことを御容赦いただけたら幸です。

(参考資料:『カールマルクス資本論』(河出書房新社),『経済学入門』(宮川実著,青木書店), 『空洞化と属国化-日本経済のグローバル化の顛末』(坂本雅子著,新日本出版社))



永年勤続表彰を受章して

大隅支部 池 辺 政 興

平成30年度定時総会において、福岡法務局長より永年勤続40年の表彰を賜り、身に余るものと 感謝しております。

私は、昭和51年に大阪法務局長の認可を受け、大阪市北区において事務所を開業しておりましたが、昭和52年に鹿児島地方法務局長の認可を受け、同年10月、郷里の大崎町で開業しました。 当時、司法書士の認可は各法務局毎に行われ、認可と同時に管轄区域内で事務所を開業することが条件となっていました。

開業当初は、仕事の依頼は不動産登記がほとんどでした。

書類作成は、手書きかタイプライターによるもので、特にタイプライターの場合、活字の配列を覚えるだけでも大変で、書類作成に時間を要し、慣れない操作に苦労したものです。その後、ワープロが出現し、現在はパソコンに移行し、書類作成は、随分楽になったものです。

法改正前は、不動産の登記は当事者出頭主義が原則だったので、登記申請は直接法務局に出向き、申請書を窓口に提出しなければなりませんでした。また、申請書の補正も窓口で行っていました。

登記簿は、簿冊となっており、登記簿を閲覧するにも法務局に出向いて閲覧する必要がありま した。

平成17年3月7日,改正不動産登記法が施行され、当事者出頭主義が廃止され、オンライン申請がスタートしました。これにより、登記の申請はわざわざ法務局に出向くことなく、パソコンで申請書を送信すればよく、補正もオンラインによって行えるようになりました。

登記簿は、従来の簿冊からコンピューター管理となり、登記簿の閲覧はインターネットを通じて事務所に居ながらにして簡単にできるようになりました。

かつて会社の設立は、株式会社は1000万円、有限会社は300万円の資本金が必要でしたが、平成18年5月1日、改正会社法の施行により、最低資本金制度が見直され、資本金の下限枠の制限が撤廃されました。会社の機関設計が柔軟化され、株主総会と取締役1名だけの会社の設立が可能となったほか、新たに合同会社の新設が認められるなど、大幅な改正がなされております。有限会社法は廃止されましたが、既存の会社は特例有限会社として存続することができるようになっています。

平成14年の法改正による簡裁代理権の付与,及びこれに伴う特別研修への参加は,以後の司法 書士実務に大きく影響する改正となりました。特別研修への参加は,実際に裁判の現場を見聞き でき、貴重な経験になったと思っています。

私が、40年の長きにわたり、さしたる不始末もおかさず、今日まで勤続できたことは、ひとえに法務局の皆様をはじめ、司法書士会及び会員の方々のご厚情あふれるご指導、ご鞭撻のおかげと、深く感謝しております。また、地域の人達の支えがあったればこそであり、これからも日々の研鑽を怠らず、司法書士としての職責をけがすことなく、職務に専念してまいりますので、これまでと変わらず、ご厚情を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



永年勤続表彰を受章して

鹿屋支部 内野 文生

今回の受章は、司法書士を長年(私は41年間)生業として継続していることに対して贈られた ものですが、早く開業し、健康で事故もなく年数を重ねた証?。当時私は、学生卒業後就活もせ ずにいましたが、親父が故郷で事業を営んでいた関係上、不動産取引等で司法書士事務所へ出入 りして、そこで何を勘違いしたのか、儲かる仕事と思いこみ、久留米市の知人にお願いして、私 の修行先の事務所を決めていました。そこで初めて司法書士という職業を知り、強制的に司法書 士を目指すこととなり、今回の受章に至っています。

久留米市での6年間(昭和46年4月~52年4月)

最初の仕事は、手書きやタイプで商業法人の印鑑証明書、登記簿抄本等を作成、登記簿の閲覧、 法務局内で登記簿を青焼きし登記簿謄本の作成したりしていました。(47年前にパソコンによる 登記の申請、要約書、登記事項証明書の取得は考えられなかった)

そうこうするうちに、不動産登記や商業登記の仕事へと進んでいきました。入所4年がたった 昭和50年に試験に合格しましたが、直ぐは開業せず事務所で勤務しました。

一番の思い出は、約2年掛った相続登記です。不動産業者より、開発に必要な土地が相続物件であることが判明し、相続人の一人と事務所を訪れ、戸籍の収集を依頼されました。半年後63人の相続人が判明したが、内心登記は無理だろうと思いつつ、相続関係説明図をお渡ししました。私の予想は外れ、約1年後に全ての書類が揃いました。全国各地を訪ねて書類を頂いたそうです。この努力にはびっくりしました。

私も、開業のため鹿屋に帰る準備中で、最後の仕事として、登記申請をし、申請翌日支局に行きましたところ、登記官に呼び止められ、これは誰が作成したか聞かれたので、私が作成した旨お答えしました。次の日に登記済となり、これを見届け、久留米の締めくくりとなりました。

鹿屋市で開業(昭和52年5月)

開業1週間は来客なし、その後民事関係の事件の依頼があり暇に任せて、引き受けることが多くなりました。私のところへの依頼は、調停、支払命令、手形訴訟、仮差、仮処分、任意競売、強制競売、破産等でした。

この中で印象に残っている事件は、任意競売と仮処分です。

1. 任意競売

個人の貸金業者より、担保物件が相続物件となり、債務者が返済しないので、任意競売の申立 を依頼されました。調査したところ、相続人が債務者を含め6名でした。そこで、依頼人に債権 者代位による相続登記後競売申立となる旨伝え、競売にかけられる持分はわずかで誰も参加する 人はいないのではと伝えましたところ、それでも良いから進めるよう言われましたので、手続に 着手致しました。ところが、世間体を考えられたのか、親族一同で弁済をされ、思いこみは禁物 と心に刻みました。

2. 仮処分

ビル工事代金残金2000万円請求の最中に,施主が所有する不動産を父母名義に変更をしていたので,債権者より保全の相談を受け,処分禁止の仮処分を申請しました。

結果は半信半疑でしたが、地裁は仮処分を決定し、その後和解が成立し、残金の回収が出来た 旨報告を受け、諦めずに良かったと思いました。

徐々に,不動産登記,商業登記等の依頼も受けるようになりました。登記の仕事は,久留米の 経験があったことで,スムーズに処理できました。

これからの司法書士業

最近,これからの士業の仕事量の分析がなされ、司法書士は今の仕事量の20~30パーセント、地方の市町村における司法書士業務の減少に加え、高齢化、定住人口の減少等により、全体の事件数の減少となっており、又、司法書士の仕事が本人申請ができる簡単なシステムとなり、近々導入されるのは間違いないと思います(本人確認はマイナンバー?)。先はそんなに明るくなさそうです。士業全体に影響するAIに負けないよう頑張って下さい。



永年勤続表彰を受章して

出水支部 中牟禮 格

永年勤続30年と言われて、そんなに時間が過ぎたのかと自分でも驚くばかりです。私が開業した昭和63年は、あのバブル時代。地方でも、当時はバブルの影響があったところもあり、今では信じられないくらい土地の価格が高騰していました。また人々が平成景気と呼ばれる好景気に酔っている時代でもありました。開業したばかりの私にとっては、あまり関係ない経済現象ではありましたが。

これまでを振り返って見ると、仕事と社会活動の両立が私にとって1つの大きなテーマだったように思われます。

開業したての私は、開業するまで地元を離れていたため、同級生、地域の人、親類などを除いてほとんど「人」を知りませんでした。人を相手にする仕事で「人」を知らないでは始まらないと思い、思い切って青年会議所に入会したのが社会活動との縁でした。入会してみると、確かに出会は多い。時間は取られる。しかし、その中で時間の節約を教えられ、また活動をする中で社会活動の大事さを教えられました。

この2つのことが私の活動の指針となったのだと思います。その後、約10年間PTA活動にもかかわっていきました。

また、司法書士としては、簡裁代理権取得のための100時間研修、改正の度の会社法研修会、 支部長時代のことなど30年間のいろいろな思い出が懐かしく思い出されます。

これからは、無理をせず、ゆっくりと仕事と地域に根ざした活動を続けて行きたいと思います。 最後になりますが、30年間、私が司法書士として永年勤続できたのも、司法書士の皆様方をは じめ私に縁をいただいた方々のご支援の賜物だと心から深く感謝申し上げます。ありがとうござ いました。

永年勤続表彰を受章して

霧島支部 島 元 廣 己

この度,司法書士業務30年勤続を表彰して鹿児島地方法務局局長より表彰されましたが,何時のまにかそんなに時が経っていたのだとつくづく思い返す昨今です。

前職は、時計販売修理の店を14年ほどしていました。時計も心臓部の振動を発生する装置がテンプ、振り子と言ったものから、水晶を使ったより振動数が多い正確なものへ電子化していき、価格も見る見る下がっていき、故障しても修理するより買い直した方が良いという方向に進んで行くのが眼に見えるようになってきました。

勿論,何十万,何百万するような高級時計を扱えば良いのですが,田舎町,ましてや数を揃えるだけの資金力もありません。

そこで足の不自由な私でも何かできる職はないかと考え、司法書士試験に挑戦しようと思い勉強を始めました。

あの頃受験仲間と議論しあったのが、懐かしく、また楽しかったことが思い出されます。

時計屋の仕事をしながら、数年後にやっと司法書士試験に合格し、その年の12月21日登録・開業し、時計屋は廃業しました。

開業地の法務局、司法書士会、銀行等業者には、挨拶も出向かずさぞ生意気な奴と思われていたんじゃないかと今にしては思われます。

そんな訳で仕事は入らず、しばらくはのんびり暮らすかと思っていたところ、友人、知人に恵まれ12月は何もなかったのが、翌年の1月初めからは、2、3日置きですが仕事が入るようになっていき、慣れないものだから、四苦八苦し、1件の申請書を時間を気にしながら作成していました。

当時、私は40歳、地方ではまだバブルの真最中、あちこちから土地の買占め、宅地開発等が盛

んな頃で, 時を得た開業でした。

法務局に行くと, 和文タイプライターのガチャン, ガチャンが聞こえていました。

私は、最初からワープロと和文タイプライターを使って書類を作成していました。

平成になり、コンピューターが普及し始め、連件での書類作成が、より早く、便利になっていきました。

当時は、ドスバージョンでしたが、機械、ソフトはかなりの金額でした。

法務局でも謄本作成料等の登記印紙代が、200円ぐらいだったのが、電子化の費用を捻出するため1000円まであがり、依頼者にとってはかなりの負担でしたが、今は、電子化され、管轄地外の謄本(現在は、事項証明)を最寄の法務局で受け取ることができ、便利になりました。証明はつかないが、登記情報提供サービスを使えば事務所等にいながら、登記事項を受領でき大変便利になりました。登記申請にしても以前は、管轄地の法務局での申請、受領でしたので、車で1~3時間かけて走り廻り、更に遠隔地だとその管轄地の司法書士に代理申請を依頼していたのが現在は、ご承知のとおり、郵送、オンラインでの申請ができ、時間、費用の無駄が無くなった代わり、そのための高額の設備費が必要になり、手書きでの登記申請する人を除けば(ほとんどいないのでは)、開業当初私に言われた皮肉、「筆1本で稼いでいる」とは、今は言えなくなったのでは?

仕事では、一瞬の気の緩みで、取下げになったこともあり、抹消にしても名変にしても真剣に 取組むことを肝に銘じています。これからは、慣れによる思考力、判断力の低下が生じうると言 い聞かせながら、依頼者に応えて行こうと思っています。

この頃、私と年齢が近い依頼者が、終活の相談をされると、自分もそろそろ司法書士業務を含め終活を考えないといけないなと考えています。

司法書士事務もまだまだ電子化(特にAI化)していきそうで、必死で付いて行くのみです。 これからは身体と相談しながら、大過なく業務を終えるべく努力して行こうと思っています。